

指導行政のポイント

インクルーシブ教育と“合理的配慮”

菱村 幸彦

障害者権利条約に定めるインクルーシブ教育との関連で、いま中央教育審議会で「合理的配慮」のあり方が審議されている。と言っても、何のことがおわかりにならない方も少なくないと思う。

条約で定めたインクルーシブ教育

これには、まず、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」）から説明する必要がある。

障害者権利条約とは、あらゆる障害を持つ人々の尊厳と権利を保障するための国際的な人権条約である。同条約は、2006年に国連総会で採択され、日本は2007年に署名したが、まだ批准していない。目下、批准に向けて、国内法の整備が進められている。

同条約は、教育について「締約国は、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度（inclusive education system）を確保する」（24条1項）旨を定めている。

インクルーシブ教育とは、障害のある子どもとそうでない子どもを分けないで、両者がともに生活し、ともに学ぶことを理念とする教育をいう。つまり、インクルーシブ教育は、障害のある子どもも普通学校に就学させることを原則とする。

同条約は、締約国にインクルーシブ教育を確保するため、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」を求めている（24条2項c）。わが国が障害者権利条約を批准するにあたって、インクルーシブ教育の観点から「合理的配慮」の検討が必要となるわけである。

では、合理的配慮とは何か。この言葉は、障害者権利条約の英語版テキストでは「reasonable accommodation」となっている。そして、同条約2条は、合理的配慮について「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるも

のであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義している。

この定義はわかりにくいだが、平たく言えば、障害のある子どもが、そうでない子どもと同等な教育を受けるために必要なソフト・ハード両面からの条件整備と言っているだろう。

中央教育審議会は、今年5月以来、初等中等教育分科会の特別支援教育特別委員会で、早期からの就学相談・就学先決定のあり方、副次的な学籍、専門性を持つ教職員の確保等と並んで、合理的配慮のあり方についてワーキンググループを設けて検討を進めている。

どこまでの合理的配慮が可能か

インクルーシブ教育における合理的配慮は、普通学校においても、特別支援学校においても必要であるが、特に問題となるのは、障害のある児童・生徒を小・中学校に就学させる場合であろう。

小・中学校に障害のある児童・生徒を受け入れるためには、教員・支援員等の確保、施設・設備の整備、個別の教育支援計画や指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮等が必要となる。

これらの配慮を実効性あるものにするためには、財政的な裏づけが欠かせない。インクルーシブ教育を実現するためには、より充実した教育を求めて、ハード・ソフト両面にわたる様々な条件整備への要請が強まることは必定である。厳しい国と地方の財政状況のなかで、どこまでその要請を充たすことができるか。難しい課題となる。

中教審は、来年3月末までに合理的配慮について方向性を示すものと思われるが、果たして、どんな提言をするか、今後の成り行きに注目したい。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習リソース情報研究センター理事長）

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●11月28日発売！ 東日本大震災後の学校防災と学校の危機管理諸問題への対応！

《管理職演習》学校防災・危機管理の最新法律問題

菱村 幸彦(国立教育政策研究所名誉所員)【編】

A5判 270頁 / 定価 2520円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)